茅ヶ崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年２月２０日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第３号

茅ヶ崎市契約規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市契約規則（昭和４７年茅ヶ崎市規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第３９条第１項中「１，３００，０００円」を「２，０００，０００円」に改める。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の第３９条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。